

特定疾患治療研究事業及び 小児慢性疾患治療研究事業に係る 高額療養費の自己負担限度額の改正について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第135号)の施行に伴い、
地方公務員等共済組合法施行令等の一部が改正され、平成21年5月1日から施行されました。

70歳
未満

70歳
以上

現 行	
一律 80,100円+(医療費-267,000円)×1%	

平成21年5月以降	
上位所得者 (給料月額42万4千円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% (多数回該当 83,400円)*
一 般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回該当 44,400円)*
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (多数回該当 24,600円)*

*多数回該当については入院についてのみ適用

現 行	
一律 外来 12,000円 入院 44,400円	

平成21年5月以降		
	外 来	入 院
現役並み所得者 (給料月額22万4千円以上、 課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回該当 44,400円)*
一 般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	II	24,600円
	I (年金収入 80万円以下等)	15,000円

*多数回該当については入院についてのみ適用

(注) 多数回該当の対象とするのは、平成21年5月からの診療分とする。

ご協力
お願い
します

被扶養者の
資格継続調査を
実施します

毎年、被扶養者資格の調査を行っています。これは被扶養者として
認定されている方が、今後も継続して認定し得る要件を備えている
かどうかを確認するものです。
平成21年7月1日を基準日として、被扶養者として認定している方
について調査を実施しますので、該当する組合員の皆さんには、ご協
力をお願いします。

実施時期	調査対象者	調査対象期間	調査方法
平成21年7月1日(水)から同年9月30日(水)までです。	被扶養者で、平成21年5月1日現在、 扶養手当の支給対象になっていない方です。	平成19年12月31日以前に認定した方は、 平成20年1月1日から 基準日(平成21年7月1日)までの期間です。 平成20年1月1日以降に認定した方は、 認定日から基準日までの期間です。	「被扶養者資格確認届書」を所属所の共済事務担当課 を通じて、調査対象者を被扶養者としている組合員に 配付します。 必要事項を記入のうえ、関係書類を添付し、記名捺印 のうえ、各所属所の指定期日までに共済事務担当課へ 必ず提出してください。

共済組合で提出書類を審査した結果、当該被扶養者が資格の要件
を欠いていた場合は、共済事務担当課を通じて連絡いたしますので、
「被扶養者取消申告書」を提出してください。また、さかのぼって認
定を取り消した場合、その間に受診した医療費や受給した給付金に
ついては返還していただくこととなります。